大阪市からの注意事項（医療意見書について）

１　医療意見書の様式について

・医療意見書の様式は、小児慢性特定疾病の対象疾病それぞれに対応したものが、国により定められています。

・医療意見書の様式は、大阪市から申請者へ配布しませんので、医療意見書を作成する指定医が、「小児慢性特定疾病情報センター」のＨＰから対応するものをダウンロードし印刷していただきますようお願いします。

【小児慢性特定疾病情報センター】<https://www.shouman.jp/>

２「疾病の状態の程度」について

・小児慢性特定疾病医療費助成制度で医療費の助成をうけるには、対象者が、「小児慢性特定疾病」にかかっており、かつ、国の定める「疾病の状態の程度」に合致していることが必要になります。対象疾病にかかっていることだけでは、助成の対象とはなりません。

・疾病ごとの「疾病の状態の程度」についても「小児慢性特定疾病情報センター」のＨＰにて確認できます。

・大阪市では、指定医が作成した医療意見書をもとに、対象者の「疾病の状態の程度」が国の基準に合っているかどうかの審査を行っています。医療意見書を作成する際には、対象者の症状等が「疾病の状態の程度」に合致しているか確認していただき、医療意見書の必要な項目に記載いただきますようお願いします。

※大阪市小児慢性特定疾病審査会において基準を満たしていないと判断されれば、不認定となりますので、対象者もしくはその保護者にはその旨を十分に説明してください。

３　記載内容の確認

・提出された医療意見書に不備や疑義があった場合、大阪市から指定医の方に確認をお願いする場合があります。その場合、申請者を通じず直接医療意見書を送付いたしますので、大阪市からの送付文書を確認の上、対応いただきますようお願いします。

・確認をお願いした医療意見書は、大阪市に返送していただく必要があります。対象者の個人情報が記載されていますので、紛失等のないよう慎重な取り扱いをお願いします。

・「現状評価」欄の「小児慢性特定疾病重症患者認定基準に該当」とは、小児慢性特定疾病医療費助成制度における、疾患群ごとの重症基準に該当するという意味です。「する」に〇をつけた場合、重症患者意見書（医療意見書別紙）の提出が必要となります。重症基準に該当していない場合は、「しない」に〇をつけてください。

４　疾患群ごとの注意事項

（１）悪性新生物

・「疾病の状態の程度」に記載されている「治療終了後から5年」の「治療」とは、積極的な治療だけではなく、経過観察のための検査も含みます。

・再発や転移が認められる場合は「現在の症状」欄にその旨と確認時期を明記してください。

（２）慢性腎疾患

・薬物療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療をおこなっていないと不認定となる場合があります。

・「腎機能低下がみられる場合」とは、おおむね3か月以上血清クレアチニンが年齢性別毎の中央値の1.5倍以上（※）の持続がみられる場合を指します。

※別添資料「小児慢性特定疾病指定医研修資料－対象疾病の概況－」2慢性腎疾患に数値が記載されていますので、参照してください。

（３）慢性呼吸器疾患

・本疾患群では経過観察については「治療中」とはみなしません。

（４）慢性心疾患

・疾病ごとに適用基準に違いがあるので注意してください。

・「今後の治療方針」欄の通院期間に「（月回）」と記入する欄があります。入院の場合以外、おおよその通院見込み回数を記入してください。

（５）内分泌疾患

・補充療法等、治療の内容で規定しているものについては、当該治療を行っていない場合は不認定となります。

・成長ホルモン治療については、医療意見書作成に当たって開始基準、継続基準、終了基準をよく確認してください。

・申請時の身長が終了基準に達していない場合でも、過去1年間の伸び率等から計算して開始時に超過すると見込まれる場合は不認定となる場合があります。また、超過すると見込まれる期間までの条件付きの認定となる場合もあります。

・結果的に認定期間中に身長が終了基準を超過しなかった場合は、新たな医療意見書の提出によって追認することができます。

・継続基準を満たしていない場合でも、開始基準を満たしている場合、新規申請によって認められる場合があります。

・「最近の身長」は、治療開始日（医療意見書に記載する治療見込期間の初日）から2か月以内に測定した値を記載してください。「約1年前の身長」も必ず記載してください。

（６）膠原病

・薬物療法等、治療の内容で規定しているものについては、当該治療を行っていない場合は不認定となります。

（７）糖尿病

・薬物療法等、治療の内容で規定しているものについては、当該治療を行っていない場合は不認定となります。

（８）先天性代謝異常

・対象疾病に該当する場合に助成の対象となります。

（９）血液疾患

・補充療法等、治療の内容で規定しているものについては、当該治療を行っていない場合は不認定となります。

（１０）免疫疾患

・補充療法等、治療の内容で規定しているものについては、当該治療を行っていない場合は不認定となります。

（１１）神経・筋疾患

・運動障害等、対象者の症状が要件として定められているものについては、当該要件に該当しない場合は不認定となります。医療意見書の該当欄に明記するか、医療意見書に適当な選択肢がない場合、所見欄に要件を満たしていると判断するに足る具体的な症状を記載してください。

・薬物療法等、治療の内容で規定しているものについては、当該治療を行っていない場合は不認定となります。

（１２）慢性消化器疾患

・疾病により症状があることや治療を要する場合等が要件として定められている場合、当該要件に該当しない場合は不認定となります。医療意見書の該当欄に明記するか、医療意見書に適当な選択肢がない場合、所見欄に要件を満たしていると判断するに足る具体的な症状を記載してください。

（１３）染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

・意識障害等、対象者の症状が要件として定められている場合、当該要件に該当しない場合は不認定となります。

・薬物療法等、治療の内容で規定しているものについては、当該治療を行っていない場合は不認定となります。

・「基準（ア）、基準（イ）、又は基準（ウ）を満たす場合」等となっているものについては、いずれかの基準を満たせば要件を満たしたこととなります。

（１４）皮膚疾患

・疾病ごとに適用基準に違いがあるので注意してください。

（１５）骨系統疾患

　・疾病ごとに適用基準に違いがあるので注意してください。

　・低身長を伴う骨系統疾患に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、骨系統疾患の医療意見

書の他「成長ホルモン治療用意見書」が必要です。

（１６）脈管系疾患

　・疾病により症状があることや治療を要する場合等が要件として定められている場合、当該

要件に該当しない場合は不認定となります。

５　重症患者認定意見書

・疾患群ごとに要件が異なりますのでご注意ください。

・医療意見書の別紙になりますので、認定期間中の病状変更で重症認定を申請する場合は本書に加えて、医療意見書の再作成が必要となります。

６　人工呼吸器等装着者申請時添付書類

・ペースメーカーは対象になりません。

・「離脱の見込み」については、認定期間中において離脱する見込みがあるかないかを基準に記入してください。24時間の使用が原則で、就寝時のみ使用する場合等は、不認定となります。

・生活状況欄について、どれか一項目に「自立」があった場合、不認定となります。

・医療意見書の別紙になりますので、認定期間中の病状変更で人工呼吸器等装着者申請を行う場合は本書に加えて、医療意見書の再作成が必要となります。

７　療育指導連絡票

・療養上の問題点や、保健所（保健福祉センター）で行ってほしい指導等連絡事項がある場合や日常生活用具の給付が必要な場合は記載してください。